

平成26年度

重点・主要事業実施計画書

峠南保健福祉事務所

26年度・重点事業

- | | |
|---------------|-----|
| 1) 在宅医療・ケアの推進 | … 1 |
| 2) 災害時体制の充実 | … 3 |

26年度・主要事業

- | | |
|-------------------------------------|------|
| 3) 福祉課 ○峠南圏域における発達障害（児）者等に係る支援体制の強化 | … 4 |
| 4) 生活保護課 ○就労支援の充実・強化 | … 5 |
| ○訪問調査活動の充実 | … 6 |
| 5) 長寿介護課 ○認知症の支援体制づくり | … 7 |
| 6) 衛生課 ○食品による事故の防止および食品の安全性確保の充実 | … 8 |
| ○生活衛生関係営業施設の監視指導の徹底による
健康被害の未然防止 | … 9 |
| 7) 地域保健課 ○いのちのセーフティネット体制の推進強化 | … 10 |
| ○感染症の発生予防と初期対応の強化 | … 11 |
| 8) 健康支援課 ○働き盛りの生活習慣病予防対策 | … 12 |

H26年度 重 点 事 業

担当課

長寿介護課・地域保健課・健康支援課

事 業 名	在宅医療・ケアの推進
経 緯 ・ 課 題	<p>○ 峠南地域は高齢化が進み、住み慣れた住宅での生活を継続したいと望んでいても保健・医療・福祉でのサポート体制が不十分であることから、地域住民が望む体制整備を支援する。</p> <p>特に、団塊世代が75歳以上となる2025年には高齢化がピークを迎えると予測されているため、「地域包括ケアシステム」の構築が不可欠となる。</p> <p><経緯></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年11月 「峠南医療圏地域医療再生計画」の策定 ○ 平成22年5月 峠南地域医療連携協議会の設置 在宅医療支援部会（在宅医療のモデル地区の推進）、他3部会を設置 ○ 平成23年4月 峠南在宅医療支援センターの設置、事業実施への支援 ○ 平成24年12月 峠南在宅医療支援センターに峠南在宅ドクターネット設置 ○ 平成25年12月 峠南在宅医療支援センターは5町が事業主体となり、管理運営は飯富病院に委託することで今後2年間の存続が決定 ○ 平成24年度 「地域ケア会議推進のための手引き」作成 ○ 平成25年度 医療と介護の連携シート作成 <p><課題></p> <p>峠南圏域は、長期療養及び介護を必要とする高齢者が多いが、保健医療福祉従事者等の人材資源が非常に少ないため、チームで患者や家族をサポートする在宅医療や地域包括ケア体制の整備が必要である。</p> <p>特に、峠南在宅医療支援センターと地域包括支援センターの連携を軸に在宅医療、地域包括ケアの一体的な支援体制への取り組みが重要となる。</p>
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅医療多職種連絡会議の設置（3回） <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療と介護の連携推進を図るため、多職種による連絡会議を新たに設置する ・平成26年3月に終了した「在宅医療支援部会」の課題を引き継ぎ、協議する ○ 峠南在宅医療支援センターへの支援（通年） <ul style="list-style-type: none"> ・峠南在宅ドクターネットを始め、センターで実施する事業の効果的推進に向け支援する ・（仮称）支援センター運営委員会（管内福祉保健課長会議）へ参加し、継続的な運営について支援する ○ 多職種人材育成研修会の開催（2回） <ul style="list-style-type: none"> ・多職種協働による在宅医療チームの担い手となる人材を育成するため研修会を開催する ・1回は長寿介護課が主体となり企画し、医療・介護・予防の協働・連携を図る ○ 在宅医療普及啓発事業（1回） ○ 町の地域ケア会議の開催支援及び参画（通年） <ul style="list-style-type: none"> ・専門的・広域的な立場から「地域包括ケア推進アドバイザー派遣等事業」を活用し、管内全町で地域ケア会議が効果的に開催できるように支援し、必要に応じ参画する ○ 在宅患者の情報共有システム（コメット）の運用支援 ○ 各町第6期介護保険事業計画策定への支援（通年） <ul style="list-style-type: none"> ・「地域包括ケア計画」と位置づけられ、システム構築に向けた具体的な取り組みを記載するため、本課と共にヒヤリングに参画し、広域的な立場から支援する ○ 峠南地域「在宅医療・介護の手引」の策定とその活用 <ul style="list-style-type: none"> ・活用できる手引き書として策定し、在宅療養の普及啓発、多職種連携に役立てる ○ 所内に「在宅医療・ケア推進チーム」（仮称）を設置し、事業の推進を図る（4～5回）

全体計画・留意事項

- 町が主体的に、地域の実情に即したサービス提供体制の整備・推進することにより地域包括ケアシステム構築につなげられることをめざし、今年度は医療と介護の連携について具体的に取り組むこととする。
- 峡南圏域は、保健医療福祉従事者等の人材資源が非常に少ないため、チームで患者や家族をサポートする在宅医療や地域包括ケア体制を整備するため、所内に「在宅医療・ケア推進」のための体制を構築し、連絡会議の設置、研修会の開催を推進する。
- 峡南在宅医療支援センターと地域包括支援センターが連携し、在宅医療、地域包括ケアの一体的な支援体制を構築するため、峡南在宅ドクターネット等峡南在宅医療支援センターの機能が効果的に発揮できるよう支援する。

H26年度 重 点 事 業

担当課

全 庁

事 業 名	災害時体制の充実
経 緯 ・ 課 題	<p><目的> 島根地域は、大規模災害発生時に孤立する可能性のある集落が多数存在し、県内で最も高齢化が進行している地域でもあり、平時から、町や関係機関と密接な連携を図り、災害発生時に迅速な初動対応ができるよう体制整備を進める。</p> <p><経 緯></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度から管内医療機関等が参加した医療救護訓練を実施。マニュアルの点検と各種報告、派遣・搬送要請等情報伝達の訓練を実施。 ・平成22年度 消防本部と消防防災航空隊の協力を得て、ヘリによる緊急搬送訓練を実施。 ・平成23年度 入所系社会福祉施設の大規模災害時情報伝達訓練を実施。 ・平成24年度 島根地域県民センター、島根建設事務所、各町防災担当との連携による被災状況把握を含めた情報伝達訓練の実施。入所系社会福祉施設（土砂災害警戒区域外）災害時対応カルテ作成・ICSの考えを導入した所内災害時対応マニュアルの作成。 ・平成25年度 EMIS等による情報伝達訓練、防災ヘリによる管外への緊急搬送訓練 ・平成26年度 災害救助法関係事務が防災危機管理課に所管替え。 <p><課 題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・他保健所・他所属・本課等広域的な連携強化。 ・情報収集手段としてのEMIS入力の強化。 ・2月豪雪を踏まえての検証とマニュアル等の見直し。
内 容	<p><大規模災害を想定した医療救護訓練の継続実施></p> <p>2月豪雪を受け、医務課主催の大規模医療救護訓練が計画されているので、状況を確認しながら、訓練が町や医療機関への加重負担とならないよう調整しながら訓練を計画。</p> <p>○情報伝達訓練（被災状況報告、院内状況報告、医療救護班応援要請・出動要請、医薬品供給要請等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関のEMIS入力の強化、所内でのEMIS入力に対する認知度の向上。 ・情報伝達訓練における所内・本課・他保健所との連携の強化。 <p>○緊急搬送訓練（緊急搬送要請、傷病者搬送）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根地域の特徴（孤立の危険、医療資源の不足等）を踏まえた管外への患者緊急搬送訓練及び防災ヘリでの管外医療救護班の受け入れや医薬品の搬送訓練等の実施。 ・医療救護所を設置及び運営、設置方法について検討。 (要援護者情報の把握) <p>○要援護者情報の整理・安否情報収集方法の検討 (所内体制の整備)</p> <p>○災害救助法所管替えに伴うマニュアル等の見直し、情報収集上の他の機関との連携強化。</p>
全 体 計 画 ・ 留 意 事 項	<p>(医療救護訓練)</p> <p>○大規模災害に備えた医療救護訓練の継続実施。 (要援護者情報の把握)</p> <p>○要援護者情報の関係機関での共有を行い、支援体制を整備。 (所内体制の整備)</p> <p>○少人数でも対応可能なBCPの確立と継続的訓練の実施。関係機関との連携を強化し、スムーズな情報収集体制の確立。大規模災害対応マニュアル等の継続的見直しと災害対応書に沿った訓練。</p>

H26年度 主要事業

担当課

福祉課

事業名	峡南圏域における発達障害（児）者等に係る支援体制の強化
経緯課題	<p><経緯></p> <p>○H18.4～ 南部地区特別支援連携協議会が発足（事務局：わかば支援学校ふじかわ分校） （目的）特別支援教育を推進するためのネットワーク形成、研修等</p> <p>○H20.11～ 島根地域発達障害児（者）支援検討会議発足 （目的）島根地区的発達障害児（者）への地域の実情を勘案した支援検討</p> <p>○H22.4～H25.3 モデル市町村（島根5町）支援体制サポート強化事業を委託実施 ・目標：町の支援関係課会議が定着と町支援関係課の調整によるチーム支援の開始 ・事業委託先：社会福祉法人くにみ会（島根圏域相談支援センター運営） ・事業内容：支援関係機関連絡調整会議（年4回）、スキルアップ研修会（年1回）</p> <p>○H23.4～H24.3 島根5町が特別支援教育総合推進事業グランドモデル地域に指定され、 圏域内の全特別支援教育コーディネーターが一同に会する場が設けられた。</p> <p>H24.4 特別支援教育総合推進事業において、島根地域を重点地域とした、就学相談員派遣 事業を中心に、乳幼児期から成人期に至るまでの一貫した支援に取り組む。</p> <p>○H25.4～H26.3 島根教育事務所との連携強化を図り、共同で事務局を運営することに決定。 わかば支援学校ふじかわ分校の南部地区特別支援連携協議会との共同開催等検討。各 小学校コーディネーターの意識調査を実施。新たに富士川町が検討会を立ち上げた。</p> <p><課題></p> <p>○島根5町の支援体制づくり（地域づくり）に対する支援の継続（発達障害（児）者に限定しない支援体制づくりの可能性も視野に入れる）。</p> <p>○支援検討会議と南部地区特別支援連携協議会等の圏域的会議の連携強化に伴う会議の開催方法等の検討の継続（既存の組織の見直しによる圏域としての連携強化）。</p>
内容	<p>○管内の町の支援体制整備への支援 管内の町の自主性を求める中で、町の状況や要請に応じて支援を行なっていく。 ・府内会議等へのオブザーバー参加</p> <p>○圏域的会議としての島根地域発達障害児（者）支援検討会議の開催 ・年度当初に関係の担当者会議（研修会）を開催等 ・スキルアップ研修会実施</p> <p>○既存の組織の見直しによる圏域としての連携強化 ・南部地区特別支援連携協議会等の圏域的会議との連携強化 支援検討会議のひとつを全体会議、残りのひとつを就学前・就労部会、連携協議会を教育部会という要素を持たせ各部会からの課題を全体会で検討する等の工夫。 ・島根教育事務所との合同事務局による福祉、教育各サイドに偏らない会議の企画運営 ・県全体会議である「発達障害者支援体制整備検討委員会」等との連携継続</p> <p>○島根圏域相談支援センター等関係機関との連携</p>
全体計画・留意事項	<p>○各町で生涯を通して一貫した支援が行える体制整備のための支援 各町の担当者が一同に会する機会を作り、支援体制整備の機運を醸成する。</p> <p>○関係機関との連携を図るための支援 検討会・研修会の機会を通じ、参加を呼びかけていく。</p> <p>○町の体制ができたところで、県としては、広域的に検討すべき事項について支援 高校・ハローワークとの連携など町段階では難しい機関との中継ぎを行っていく。 広域的研修会の実施など</p> <p>※小児段階から成人段階に支援体制を段階的に整えていく。</p>

H26年度 主要事業		担当課	生活保護課
事 業 名	就労支援の充実・強化		
経緯課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護受給者については、その就労による自立促進を図るため、平成17年度より、福祉事務所等と公共職業安定所との連携によって個々の対象者の状況、ニーズ等に応じた就労支援を行う生活保護受給者等就労支援事業を実施してきたところであるが、雇用失業情勢が厳しい中で、生活保護受給者の増加等、生活保護受給者の就労による自立支援の充実・強化が求められている。 ○ このような中、平成23年4月1日からこれまでの生活保護受給者に加え、住宅手当(現住宅支援給付)受給者等を対象とし、福祉施策を担う地方公共団体と雇用施策を担う都道府県労働局・公共職業安定所との間で、就労支援の目標、相互間の連携方法を明確にした効果的な就労支援を実施することになった。 ○ 平成25年度は、これまでの「福祉から就労」支援事業を発展的に解消し、新たに生活保護受給者等就労自立促進事業として、生活保護の相談・申請段階の利用者等を含め広く生活困窮者を対象として実施してきた。 		
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年、福祉事務所と公共職業安定所との間で生活保護受給者等就労自立促進事業に関する協定書の見直しを行い、事業実施計画を策定し、生活保護受給者等に対する効果的・効率的な就労支援を行う。 ○ 福祉事務所から公共職業安定所に就労支援対象者の要請を行い、支援対象者ごとに設置された就労支援チームが支援事業により就労支援をすることが適当であると認めた者に対し、公共職業安定所は福祉事務所等の職員や関係機関と連携を図りつつ、就労支援を行う。 ○ 就労支援に当たっては、就労支援チームが、個別の面接を行うとともに、就労支援プランの策定、職業準備プログラムのメニューの選定、就労支援メニューの選定等の支援方針の決定を行うとともに、決定された支援方針に基づき、福祉事務所等と公共職業安定所が連携して、担当者制を中心とした就労支援を実施する。 ○ 6月までに福祉事務所で就労能力・就労意欲が一定程度有し、就労による自立の可能性が見込める者と就労意欲が低い等の課題を有し、就労意欲の喚起など特別の支援が必要な者を選定し、隨時公共職業安定所に対して支援要請を行う。 ○ 稼働年齢にあって傷病等を理由に就労していない被保護者の選定を行い、四半期に1回程度、定期的な病状調査を実施し、就労可能と判断された者は積極的に就労指導を行う。 		
全体計画・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定期的に福祉事務所と公共職業安定所で情報交換を行い、支援対象者について情報の共有を図る。 ○ 被保護者が求職相談しやすい環境にも配慮する中で、公共職業安定所の職員が町に出向いて実施する巡回相談の活用を促していく。なお、平成26年度からは、昭和町で実施されることになっており、今後は岐南地域管内の町においても実施できるよう公共職業安定所に対し要望していく。 		

H26年度 主要事業

担当課

生活保護課

事 業 名	訪問調査活動の充実
経緯課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当事務所は、峡南5町に加え、昭和町が管轄地域となっており広域的である。 ○ 峡南地域は山間地で地場産業も少なく就労が困難な地域であり、過疎化・高齢化が進行している。一方、昭和町は都市化が進み、地域コミュニティによる相互扶助が希薄な地域となっている。 ○ 近年、景気の低迷や雇用構造の変化、非正規労働者の増加等を背景に、生活保護世帯数、保護率ともに上昇し、生活保護に関わる相談件数、申請件数が急増している。 ○ 平成24年度の相談件数は延102件、申請件数は37件であり、平成25年度は相談件数延82件、申請件数47件である。 ○ 年間訪問計画に沿った訪問調査活動により、適時適切な援助を行っていく必要があり、そのためには訪問格付や地域性を考慮する中で、担当CWを適切に配置していく。 ○ 被保護者に応じた対応が求められるため、CWだけでは非常に対応が難しいケースがあるので、所内の専門的知識を有する職員や関係する町の保健師等と連携を図る中で対応していくことが必要である。
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被保護者の訪問格付や地域性を考慮した中で、CWが担当する地域の割り振りを適切に行い、訪問調査活動の充実を図る。 ○ 訪問調査活動は、生活保護制度の中核をなす重要な業務であることから、被保護者の生活状況を十分把握したうえで、適切な訪問格付に基づき年間訪問計画を定め、被保護者への援助方針を策定し、これに沿って訪問調査を実施する。また、援助方針は個々の被保護者の課題を分析し、その課題に応じた具体的な取り組みを方針とする。 ○ 訪問調査を通して、被保護者の実態を的確に把握して、適時訪問格付や援助方針の見直しを行っていく。 ○ 必要に応じて、専門的知識を有する者の同行による訪問調査を実施する。 ○ 困難なケースについては、査察指導員等の同行訪問や課内での事例検討など、課として情報の共有化を図る。 ○ 傷病を理由に就労していない被保護者については、病状を十分に把握した上で、積極的な就労指導を行っていく。 ○ 費用返還が発生した場合には、速やかに手続きを行うなど、適切な債権管理を行う。
全 体 計 画 ・ 留 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各CWは年間訪問計画に沿った訪問調査を行い、被保護世帯の生活状況、健康の状態、就労の状況、収入の実態等の把握に努める。 ○ 訪問調査により面接すべき対象者の不在が続く場合には、不在の理由を明らかにした上で、訪問調査の方法を工夫する。 ○ 各CWは策定した年間訪問計画に沿って、訪問調査活動を的確に実施し、査察指導員は訪問調査により生活実態が的確に把握されているか、訪問目的が達成されているか等を審査することで、就労指導の徹底、医療扶助の適正な運営、不正受給の防止等が図られ、生活保護の適正な執行につながる。